

税関関係手数料令の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）（第一条関係）</p> <p>（臨時開庁についての承認手数料）</p> <p>第六条 法第九十八条第一項（臨時開庁）に規定する承認（以下この条において「<u>臨時開庁承認</u>」という。）を受ける者が法第百条第四号（手数料）の規定により納付すべき手数料の額は、当該臨時開庁承認により税関職員が執務する次の各号に掲げる時間一時間までごとに、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 午前零時から午前五時までの時間 四千五百五十円（関税法施行令第八十七条第一項各号（臨時開庁を必要とする事務等）に規定する承認、許可又は交付を求める申請又は申告を電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第三条第一項（電子情報処理組織による申告又は処分の通知等）又は情報通信技術利用法第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定によりこれらの規定に規定する電子情報処理組織を使用して行う場合の臨時開庁承認）以下この項において「電子申請等を行う場合の承認」という。）については、四千二百五十円）</p> <p>二 午前五時から午後十時までの時間 四千五百五十円（電子申請等を行う場合の承認については、三千八百円）</p> <p>三 午後十時から午後十二時までの時間 四千五百五十円（電子申請等を行う場合の承認については、四千二百五十円）</p> <p>2 前項の場合において、<u>臨時開庁承認</u>に係る税関の執務に要する時間のうちの一時間が同項第一号及び第二号又は第二号及び第三号の時間にまたがるときは、その一時間分に係る手数料の額は、同項第一号又は第三号に定める額とする。</p>	<p>税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）（第一条関係）</p> <p>（臨時開庁についての承認手数料）</p> <p>第六条 法第九十八条第一項（臨時開庁）に規定する承認を受ける者が法第百条第四号（手数料）の規定により納付すべき手数料の額は、当該承認により税関職員が執務する次の各号に掲げる時間一時間までごとに、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 午前零時から午前五時までの時間 四千五百五十円（関税法施行令第八十七条第一項各号（臨時開庁を必要とする事務等）に規定する承認、許可又は交付を求める申請又は申告を電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第三条第一項（電子情報処理組織による申告又は処分の通知等）又は情報通信技術利用法第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定によりこれらの規定に規定する電子情報処理組織を使用して行う場合の法第九十八条第一項に規定する承認（以下この項において「電子申請等を行う場合の承認」という。）については、四千二百五十円）</p> <p>二 午前五時から午後十時までの時間 四千五百五十円（電子申請等を行う場合の承認については、三千八百円）</p> <p>三 午後十時から午後十二時までの時間 四千五百五十円（電子申請等を行う場合の承認については、四千二百五十円）</p> <p>2 前項の場合において、承認に係る税関の執務に要する時間のうちの一時間が同項第一号及び第二号又は第二号及び第三号の時間にまたがるときは、その一時間分に係る手数料の額は、同項第一号又は第三号に定める額とする。</p>

3 税関長は、法第百一条第五項（手数料の軽減又は免除）の規定により地方公共  
団体が届け出た区域に所在する保税地域（法第三十条第一項第二号（外国貨物を  
置く場所の制限）の規定により税関長が指定した場所を含む。）に置かれている  
貨物その他これに準ずる貨物であると認めるものに係る臨時開庁承認を受ける者  
が法第百条第四号の規定により納付すべき手数料については、第一項の規定によ  
り計算される額の二分の一に相当する額（当該臨時開庁承認が、法第七条の二第  
一項（申告の特例）に規定する特例輸入者又は法第六十七条の三第一項（輸出申  
告の特例）に規定する特定輸出者が輸入し、又は輸出しようとする貨物に係るも  
の（法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による許可に係る事務を求める  
場合のものに限る。）である場合にあつては、四分の三に相当する額）を軽減す  
ることができる。

3 税関長は、法第百一条第五項の規定により地方公共団体が届け出た区域に所在  
する保税地域（法第三十条第一項第二号の規定により税関長が指定した場所を含  
む。）に置かれている貨物その他これに準ずる貨物であると認めるものに係る臨  
時開庁承認を受ける者が法第百条第四号の規定により納付すべき手数料につい  
ては、第一項の規定により計算される額の二分の一に相当する額を軽減すること  
ができる。